第

6 4 3 7

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 5月 14日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ フランチャイズの加盟金の取扱い

Q:当社はこの度、フランチャイズ契約を 結びました。フランチャイズの加盟金はどの ような取扱いになりますか?

★ : 繰延資産となり、5年で償却をします。 【解説】

フランチャイズに加入する際に支払う加盟 金は、法人税では、ノーハウの設定契約に際し て支出する一時金又は頭金の費用となり、原 則として、繰延資産に該当するものとして取 り扱われることとなっています。

ただし、ノーハウの設定契約において、頭金の全部又は一部を使用料に充当する旨の定めがある場合又は頭金の支払により一定期間は使用料を支払わない旨の定めがある場合には、その頭金のうちその使用料に充当される部分の金額又はその支払わないこととなる使用料に相当する部分の金額は、繰延資産としないで前払費用として処理することが認められています。

なお、法人税における繰延資産とは、役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものをいい、ノーハウ等の頭金等はこれに該当し、5年(設定契約の有効期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払いを要することが明らかであるときはその有効期間の年数)で償却することとなっています。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】